家庭語調査（HLS）

公民権法（Civil Rights Act of 1964）Title VI, Language Minority Compliance Procedures（第 1 章 言語マイノリティ・コンプライアンス手順）に基づき、学区およびチャーター・スクールには、各生徒の家庭で話される言葉を判定し、生徒の特定の言語ニーズを特定することが求められます。この情報は、判決 Plyer v. Doe, 457 U.S. 202 (1982) にて示されているように、学校が全生徒に有意義な指導を提供するうえで不可欠です。

本調査の目的は生徒の一次もしくは家庭語を判定することです。本調査は学区/ チャーター・スクールに入学する全生徒を対象に実施されます。HLS（家庭語調査）は、南カリフォルニア地区の学校への入学時に実施され、生徒の記録として永久保管されます。

英語以外の言語が以下の調査質問のいずれかについて記録される場合、しかるべき適格性身元識別スクリーニング・アセスメントが実施され、当該生徒が追加の英語開発支援の対象者かどうか判定されます。

以下の質問にお答えください：

1. **生徒**が最初に習得した言語は? _____
2. **生徒**が最も頻繁に話す言語は? _____
3. 生徒が、話す言葉とは無関係に、家庭で主に話す言語は? _____

*4. 学校からの連絡事項を受領するうえでの希望言語は? _____

生徒の氏名：_____ **グレード：**_____
親/ 保護者の氏名：_____
親/ 保護者の署名：_____ **日付：**_____

上記の署名をもって、英語以外の言語が特定される場合、英語開発サービスの適格者であるかどうか、ならびに英語習熟にあたって支援を受けることができるよう、当該生徒に試験が。生徒は、英語開発プログラムに編入された場合、英語学習者としてサービスを受ける資格を得て英語習熟度を判定するために毎年試験を受けることになります。

学校用：
英語以外の言語が特定される場合、HLS および生徒の英語開発プログラムへの
編入の実施と説明を行う学校職員

氏名：_____ 日付：_____